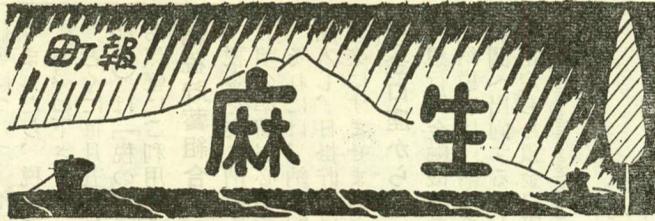


7月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,688人	2,886人	5,574人	1,209
太田地区	1,063	1,102	2,165	401
大和地区	2,430	2,594	5,024	934
行方地区	1,216	1,323	2,539	502
小高地区	1,724	1,788	3,512	678
計	9,121	9,693	18,814	3,724



麻生町42 麻生町役場実所  
麻生印刷 麻生印刷  
麻生印刷 麻生印刷

8月家庭の日

家族そろって話し合い  
規則正しい生活をしよう

朝の体操忘れずに  
涼しく住む工夫をしよう  
夏まけしないよう栄養のバランスを  
疲れを明日にのこさぬようよく眠ろう  
家族そろって楽しむ日を作ろう

毎月第3日曜日は家庭の日

農地報償

申請受付は 八月三十一日から  
四二年三月末日まで

旧自作農創設特別措置法の規定により、農地を一畝歩以上買収された者について政府は国債による給付金を支給し、この申請受付を全国一斉に、八月二十日より、市町村長が受付を開始いたしますので、給付金申請手続きのあらましを左記のとおり記載いたします。この給付金の対象者は、もれなく、給付申請手続きをされるようお知らせいたします。この対象者とは被買収農地面積より自分が政府から買収した農地面積を差引いた面積が一畝歩以上あるものを対象者とする。

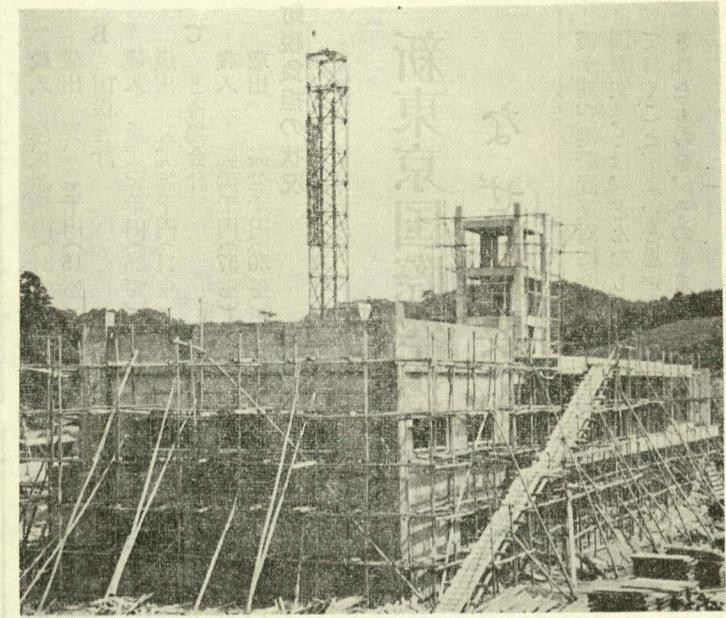
※田の場合は百分の百、畑の場合は百分の六十とする。

記  
一、給付金の名称 農地被買収者等に対する給付金  
二、受付期間は 昭和四十年八月二十日から昭和四十二年三月三十一日までとする  
三、給付金を受けられる者  
1、農地被買収者  
2、昭和四十年三月三十一日以前に死去した個人たる農地被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人たる農地被買収者の一般承継人

四、給付金を受けられない者  
1、昭和四十年四月一日以前に日本国籍を有しないもの  
2、外国法人、株式会社、その他政令で定める法人、その他の団体  
3、昭和四十年四月一日以前に、法人税法に規定する同族会社に該当し、かつ使用する従業員の数が二十人以上である会社  
4、民法第三十四条の規定により設立された法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、医療法人で昭和四十年四月一日において使用する従業員の数が五人以上であるもの。  
五、給付金の額  
「一町歩以下の面積、百分の百  
一町歩をこえ二町歩以下の面積 百分の五十  
二町歩をこえ三町歩以下の面積 百分の三十」

優良組合に感謝状

さる六月に開催された茨城県国民年金研究会連合会の総会において、制度発足以来国民年金保険料の納付等に積極的に協力され、抜群の成績をおさめた次の納税組合に会長賞がおくられました。  
谷二の東納税組合  
根小屋第二納税組合



竣工間近い新庁舎 (40.8.5撮影)

近年、わが国では、産業の目ざましい発展によつて、経済の著しい成長や人口の都市集中が起つています。このため、ご承知のように地域開発や社会開発の要請が最近大きくなつています。このような計画の立案には、市町村ごとの人口の大きさや構成に関する最新の資料が要求されています。今回の国勢調査では、このよう重要な調査にたいし、今までにない新しい方法によつて、この早く早明かに状況をできることにしています。

調べることから  
各世帯に、その世帯に住む、すべての人について、つぎのことになりまして。  
氏名・世帯主との続柄・男女の別・出生の年月日・配偶の關係・国籍・仕事をしたかどうかの別・従業上の地位・勤め先と業主などの名称・勤め先と業主などの事業の種類・本人の仕事の種類・従業地または通学地・世帯の種類・住居の種類・居室数・居室の量数の合計などでありまして。

老人いこいの家  
申込は大子町福寿荘へ  
県内のおとしりのため「いこいの場」として大子町に福寿荘が完成しました。  
宿泊は一人一泊七四〇円です  
五〇名の宿泊施設があります  
ゆつくり温泉にひたりながら一日を楽しく過ごして下さい

予想人口懸賞募集  
8月30日まで  
締切 昭和40年9月30日(当日消印有効)  
竹ぼうきなど  
大和二小へ  
青沼の  
お年寄のみなさん  
青沼大和会(会長原目豊さん)の老人クラブの皆さんは、手製の竹ぼうき十四本、雑巾八〇枚を大和二小へ寄贈されました。  
ありがとうございます。

10月1日国勢調査  
今回の調査のねらい

今年九月一日現在で、基本選挙人名簿をつくりまして、区長さん方にお願ひして、申請書を提出していただくことになりました。ふだんは何んとも思はず申請をしていますが、なにかの選挙があると必ずしもれ落ちてくる選挙人があります。ご承知のとおり、補充選挙人

もれ落ちのない申請を  
九月につくる選挙名簿  
簿作製時にあらためて申請をする制度が廃止になつて、いつでも登録の申出が出来ることになつていますが、今年の六月十六日午前〇時から引続いて当町に住んでいる方は、基本選挙人名簿に登録されるはずですので、  
ですから区長さん方とどけられた申請書には、よく目をお通しになつて、もれ落ちのないよう充分注意して申請下さい。登録の資格要件としては、  
①日本国民であつて、昭和40年12月21日以前に生れた者  
②本年6月16日午前0時から引続き当町に住んでいる者  
③欠格事項に該当しない者  
欠格事項とは、次のとおりです。  
①禁治産者 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者  
④法律で定めるところにより行われる選挙投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられた者の執行猶予中の者 ⑤選挙犯罪者

未納者に納付書発行  
昭和38年度分の未納者に対し、社会保険事務所から納付書が発行され、すでに当該被保険者のお手もとに配布されたことと存じます。  
このままにしておきますと、国税滞納処分例によつて処分を受けることにもなりますから、8月30日までに、より郵便局か銀行へ納めてください。  
また、来月になると昭和39年度の未納者についても発行される予定になっております

部長柳町清治)でも被買収者に対し、全面的指導協力をすることとして、つづいておそうです。からよく御連絡下さい。

8月のこよみと行事

1日	郡民体育祭
2日	農産物災害対策会議
3日	農協合併打合
4日	民協議会
9日	区長役員会
12日	白浜漁港入札
17日	選管委員会
20日	農業委員会
21日	西方土地改良会議
23日	区長会議(25日まで) 農業構造改善委員会
24日	農業委員会

40年度  
個人事業税第1期分は  
8月31日までに納めて下さい  
取扱場所  
(役場・常陽・茨城相互・常磐相互各) 銀行支店・各郵便局・県税事務所  
茨城県麻生県税事務所

# 「相続税」など

## 麻生税務署だより

### 相続税

遺産額が二五〇万円と五〇万円に法定相続人の数を乗じた額との合計額をこえる人から相続または遺贈により財産を取得した人は、相続税の申告書を税務署に提出しなければなりません。

申告期限は、死亡の日から六ヶ月以内です。

申告書の記載方法や財産評価等については、不明の点がありましたら、税務署資産係にお尋ね下さい。

とくに毎月五日(5・15・25日)は「税の相談日」です。お気軽にご利用下さい。

### 麻生町

#### 財政事情書

##### 予算の執行状況

イ、39年度決算について

A 一般会計  
歳入 一九八、九八四千円  
歳出 一八七、六八一千円

B 国保会計  
歳入 七三、六五九千円  
歳出 六六、七四五千円

C と畜場会計  
歳入 一、八五七千円  
歳出 一、二〇六千円

ロ、40年度予算執行について (40・6・30現在)

A 一般会計  
歳入 一〇、八四九千円(31%)  
歳出 一〇、三三三千円(15%)

B 国保会計  
歳入 三、〇六六千円(26%)  
歳出 二、九七九千円(11%)

C と畜場会計  
歳入 九、二六九千円(57%)  
歳出 四、三三三千円(30%)

町税負担の状況 (40・6・30現在)

町民税一戸当り 二、四〇九円  
固定資産税 六、六五一円  
軽自動車税 一、〇二二円  
保険税 三、一五〇円  
町債 四六、一四九千円  
(40・6・30現在)

以上のように簡単に本年度第一回の財政事情を御報告いたします。

# 労働者災害補償保険法 大巾に改正

## 適用範囲も拡大 茨城労働基準局

第48国会で、労災保険法が大巾に改正されました。改正内容は、全面改正に近いほど広範多岐にわたるとともに改正事項に応じて施行の時期を3回に分けて行われることになっております。

### 第1次改正 昭和40.8.1から実施

- 1, 近い将来全事業場の強制適用を目的として、今回政令をもって一部の業種が強制適用となりました。
- 2, 療養補償費は全額が支給されます。そのため従来は、千円未満で怪我が治つた場合には、保険からは支給しないで、事業主が負担しておりましたが、今後は一切保険から支給されます。
- 3, 休業補償費は休業4日目以降は、すべて支給されます。そのため今までは休業7日以内で怪我が治つた場合は、保険からは支給しないで事業主が直接補償しておりましたが、今後は4日目から保険で支給されるわけです。
- 4, 給付制限の一部がなくなりました。従来事業主の責による設備の欠陥が原因で怪我をした時や、保険料の滞納期間中に起きた事故については、給付制限が行われておりましたが、今後は一応そのような場合でも全額が支給されます。

### 第2次改正 昭和40.11.1から実施

- 1, 中小規模事業主のために労災保険事務組合の制度が設けられます。そのため中小企業で事務員等がいなかったところでは組合で一括して一切の事務を行うことができます。
- 2, 家族従業員や大工、左官等のいわゆる一人親方とその家族も保険加入ができます。労災保険事務組合に加入した場合は、今まで保険の対象にならなかつた上記の者も加入することができ、将来は農家もその対象として考えられております。

### 第3次改正 昭和40.2.1実施

- 1, 年金制が大巾に取り入れられます。障害補償は従来障害等級の3級までが年金でしたが今後は7級までになり、また遺族補償も年金制となり、その受給順位が若干変わります。
- 2, 長期傷病者補償では従来の第1種第2種が統合されます。

## 新東京国際空港は

### なぜ必要か 運輸省

霞ヶ浦空港設置反対に全力を尽くしている当町として国際空港とは、どんなものであるか一応、私達は知っておくことがよいと思います。次の文は運輸省より流されたものを、そのまま掲載しました。

#### 新東京国際空港は、なぜ必要なのですか。

かつて、一部の特定の人が利用するにすぎなかつた航空機は、今や気軽に利用できる交通機関となり、鉄道輸送や自動車輸送と相まって、交通体系の分野を占め、国民経済の進展に欠くことのできない存在となっております。現在、わが国の表玄関であり、またわが国における航空交通の中心となつて居るのは羽田にある東京国際空港です。

この空港は、最近における航空の発展の勢を反映して、昭和三十九年には年間実に四二五万人の航空旅客が乗降して居ます。しかも、ここ数年の著しい増加傾向からみると、旅客数は今後さらに増加を続け、昭和四十五年頃には、東京国際空港は行詰まつてしまふと予想されて居ます。一方、最近における科学技術の飛躍、高速化の方向に向つて著しい発達を遂げつつあり、世界の主要国際線に大型ジェ

ット機が導入されて間もない現在、すでにアメリカにおいて、またイギリス、フランス共同で超音速旅客機が研究、開発されて居ます。この機種は、音速の二・二〜三・三程度で、今のジェット機の三倍以上の速度を持ち、東京〜アメリカ西海岸を六時間前後で飛ぶこととなります。

超音速旅客機は、近い将来世界の主要国際線に登場する予定となつて居ますが、羽田空港ではこれを受入れることができません。

このように、現在の東京国際空港は、今でこそわが国で最も近代化された代表的な空港ですが、近い将来に予想される航空の飛躍的発展に對して量的にまた質的にも対処することができないのです。

そこで、これが対策として当初は羽田空港の大巾な拡張を考えたのですが、周辺に人家、工場が密集し、港湾計画その他諸々の計画がふくそうして居る羽田においては、と

うて不可能であることがわかつたのです。そこで、東京周辺に長期にわたる航空輸送需要に對し、また超音速旅客機を受入れることのできる新空港を建設しなければならなくなつたのです。

ちなみに、世界の主要国における空港の状況をみると、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ等の主要都市においては、羽田空港の三倍から十二倍程度の規模な空港を中には、二つ以上持ちながらさらに、一、二〇〇万坪(一、五〇〇万坪)程度の敷地面積を有する大空港計画を着々実施に移して居ます。

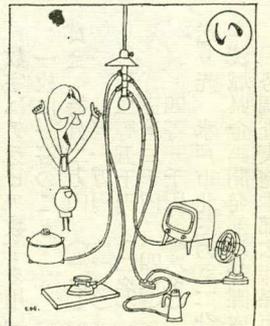
今、世界の国際幹線の要衝として、また東洋における航空の中心としての地位を占めて居るわが国が、新空港の建設に時期を失ふことでもあれば、わが国の政治、経済文化に与える影響は極めて大きいといわなければなりません。

## 「J」マークと「E」マーク

### すぐわかる品質保証

電気器具には、いろいろのマークや記号がついていて、どれが何をあらわしているか見当がつかない場合があります。そんなマークの中で、知っているのと知らないのと損をするのが「J」マークと「E」マーク。主要な家庭電気器具には「J」マークがついて居るので、これを目にするしとして買うのが得策です。

「J」マークは、電気用品取締法により、通産省の用品検査に合格した電気用品につけられるマークで、このマークがない家庭電気器具の販売は禁止されています。工業標準化法に基づいた国家規格に適合した製品につけられるマークで、ジスマークといひ、これは国家がその品質を保証しているものです。



### 電気安全

#### あ・ら・かると

- た たこ足配線は事故のもと
- ち 地についた
- つ 電線には手をふれず
- つ 使いに出るとき
- つ 電気を切つて
- つ 不良器具
- つ 取つてはいけない
- つ 柱のすずめ
- な ないしよの工事で
- な 事故おこし
- に せ電気屋に十分注意
- ぬ れれ手に電気は禁物
- ね 値段のまえに
- の 異なる、さわるな
- 電柱に電線

### 種痘とジフテリア

種痘	ジフテリア
10月10日	10月10日
10月18日	10月18日
10月20日	10月20日
10月22日	10月22日
10月24日	10月24日
10月26日	10月26日
10月28日	10月28日
10月30日	10月30日
10月31日	10月31日

## 福祉年金証書の交付

### 日どりを忘れずに

福祉年金受給者の皆さんから、六月中旬に定時の所得状況届と年金証書を提出していただき、審査も終了、近々支給額の記入事務も終了予定であります。今年も大部分の年金証書が新しくなります。

次のとおり、地区別に交付日を指定いたしましたので、受給者の皆さんでおさそい合、印鑑(届出)を持ってお出かへ、の通知は変更のない限り省略させていただきますので、日どりを忘れずに、ましがわぬようにねがいます。今度の支払日は九月六日から行なわれます。

地区	交付日	交付場所
大田区	8月30日	大田出張所
太田区	9月1日	太田分館
行方区	9月1日	行方分館
小高区	9月2日	小高分館
麻生町	9月3日	麻生町役場

洗たく機にはアースをつけましょう

洗たく機にはアースをつけましょう。アース線は必ずつけ、アース板やアース線は必ずつけ、アース線は必ずつけ、アース線は必ずつけ。